

ページ	修正理由	修正案	現行																																								
震-3-1 の前	千葉県配 備体制の変 更に伴う修 正	(参考) 白井市役所の地震時の配備基準	(参考) 白井市役所の地震時の配備基準																																								
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">配備種別</th> <th style="width: 20%;">配備基準 ※自動配備のほか、 以下に示す状況等 で市長が判断する</th> <th style="width: 15%;">本部及び組織</th> <th style="width: 15%;">予め各課 で定 めた配 備 要員</th> <th style="width: 45%;">活動内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害対策本部設置前 注意配備</td> <td>気象庁が市の震度を4又は長周期地震動階級3以上と発表したとき。</td> <td>防災対策検討会議 (15課) ・危機管理課 ・総務課 ・公共施設マネジメント課 ・産業振興課 ・市民活動支援課 ・教育総務課 ・生涯学習課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者福祉課 ・保育課 ・健康課 ・道路課 ・都市計画課 ・上下水道課</td> <td>●自動配備1課 ①危機管理課 ●他の14課は、自宅待機</td> <td>1) 危機管理課の職員による情報収集 2) 防災対策検討会議の開催を検討</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警戒配備</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対策本部設置 第1配備</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備種別	配備基準 ※自動配備のほか、 以下に示す状況等 で市長が判断する	本部及び組織	予め各課 で定 めた配 備 要員	活動内容等	災害対策本部設置前 注意配備	気象庁が市の震度を4又は長周期地震動階級3以上と発表したとき。	防災対策検討会議 (15課) ・危機管理課 ・総務課 ・公共施設マネジメント課 ・産業振興課 ・市民活動支援課 ・教育総務課 ・生涯学習課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者福祉課 ・保育課 ・健康課 ・道路課 ・都市計画課 ・上下水道課	●自動配備1課 ①危機管理課 ●他の14課は、自宅待機	1) 危機管理課の職員による情報収集 2) 防災対策検討会議の開催を検討	警戒配備	(略)	(略)	(略)	(略)	対策本部設置 第1配備	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">配備種別</th> <th style="width: 20%;">配備基準 ※自動配備のほか、 以下に示す状況等 で市長が判断する</th> <th style="width: 15%;">本部及び組織</th> <th style="width: 15%;">予め各課 で定 めた配 備 要員</th> <th style="width: 45%;">活動内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害対策本部設置前 注意配備</td> <td>気象庁が市の震度を4と発表したとき。</td> <td>防災対策検討会議 (15課) ・危機管理課 ・総務課 ・公共施設マネジメント課 ・産業振興課 ・市民活動支援課 ・教育総務課 ・生涯学習課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者福祉課 ・保育課 ・健康課 ・道路課 ・都市計画課 ・上下水道課</td> <td>●自動配備1課 ①危機管理課 ●他の14課は、自宅待機</td> <td>1) 危機管理課の職員による情報収集 2) 防災対策検討会議の開催を検討</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警戒配備</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対策本部設置 第1配備</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備種別	配備基準 ※自動配備のほか、 以下に示す状況等 で市長が判断する	本部及び組織	予め各課 で定 めた配 備 要員	活動内容等	災害対策本部設置前 注意配備	気象庁が市の震度を4と発表したとき。	防災対策検討会議 (15課) ・危機管理課 ・総務課 ・公共施設マネジメント課 ・産業振興課 ・市民活動支援課 ・教育総務課 ・生涯学習課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者福祉課 ・保育課 ・健康課 ・道路課 ・都市計画課 ・上下水道課	●自動配備1課 ①危機管理課 ●他の14課は、自宅待機	1) 危機管理課の職員による情報収集 2) 防災対策検討会議の開催を検討	警戒配備	(略)	(略)	(略)	(略)	対策本部設置 第1配備	(略)	(略)	(略)	(略)
配備種別	配備基準 ※自動配備のほか、 以下に示す状況等 で市長が判断する	本部及び組織	予め各課 で定 めた配 備 要員	活動内容等																																							
災害対策本部設置前 注意配備	気象庁が市の震度を4又は長周期地震動階級3以上と発表したとき。	防災対策検討会議 (15課) ・危機管理課 ・総務課 ・公共施設マネジメント課 ・産業振興課 ・市民活動支援課 ・教育総務課 ・生涯学習課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者福祉課 ・保育課 ・健康課 ・道路課 ・都市計画課 ・上下水道課	●自動配備1課 ①危機管理課 ●他の14課は、自宅待機	1) 危機管理課の職員による情報収集 2) 防災対策検討会議の開催を検討																																							
警戒配備	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
対策本部設置 第1配備	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
配備種別	配備基準 ※自動配備のほか、 以下に示す状況等 で市長が判断する	本部及び組織	予め各課 で定 めた配 備 要員	活動内容等																																							
災害対策本部設置前 注意配備	気象庁が市の震度を4と発表したとき。	防災対策検討会議 (15課) ・危機管理課 ・総務課 ・公共施設マネジメント課 ・産業振興課 ・市民活動支援課 ・教育総務課 ・生涯学習課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者福祉課 ・保育課 ・健康課 ・道路課 ・都市計画課 ・上下水道課	●自動配備1課 ①危機管理課 ●他の14課は、自宅待機	1) 危機管理課の職員による情報収集 2) 防災対策検討会議の開催を検討																																							
警戒配備	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
対策本部設置 第1配備	(略)	(略)	(略)	(略)																																							

ページ	修正理由	修正案	現行																				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">第2 配備</td> <td style="width: 20%;">(略)</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">(略)</td> <td style="width: 20%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3 配備</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>※1 (略)</p>	第2 配備	(略)		(略)	(略)	第3 配備	(略)		(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">第2 配備</td> <td style="width: 20%;">(略)</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">(略)</td> <td style="width: 20%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3 配備</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>※1 (略)</p>	第2 配備	(略)		(略)	(略)	第3 配備	(略)		(略)	(略)
第2 配備	(略)		(略)	(略)																			
第3 配備	(略)		(略)	(略)																			
第2 配備	(略)		(略)	(略)																			
第3 配備	(略)		(略)	(略)																			
震-3-1	千葉県の配備体制の変更に伴う修正	<p style="text-align: center;">第1節 市の活動体制の確立</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対策項目</th> <th style="width: 50%;">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 市災害対策本部設置前の体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 市災害対策本部の設置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 市職員の動員・配備</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>震災が発生、または発生するおそれがある場合、職員の配備計画（年度当初作成）に基づき職員の非常召集をはじめ迅速に応急対策活動を開始する。</p> <p>なお、配備の基準となる震度及び長周期地震動階級は、<u>気象庁が発表する「各地の震度に関する情報」に基づく白井市の震度及び「長周期地震動に関する観測情報」に基づく千葉県北西部の長周期地震動階級</u>とする。</p> <p>1. 市災害対策本部設置前の体制＜注意配備、警戒配備体制＞</p> <p>市内の震度が4～5（弱）<u>又は長周期地震動階級3以上</u>の場合、震度等に応じて注意配備又は警戒配備体制をとり、必要に応じて防災対策検討会議を開催又は災害警戒本部を設置し、情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。</p> <p>なお、市職員は常に地震情報等に注意し、災害が発生したときに直ちに対応できるよう準備を徹底する。</p> <p>(1) 注意配備 市長又は総務部長は、以下の基準に基づき注意配備又は警戒配備を発令する。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 市災害対策本部設置前の体制	(略)	2. 市災害対策本部の設置	(略)	3. 市職員の動員・配備	(略)	<p style="text-align: center;">第1節 市の活動体制の確立</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対策項目</th> <th style="width: 50%;">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 市災害対策本部設置前の体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 市災害対策本部の設置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 市職員の動員・配備</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>震災が発生、または発生するおそれがある場合、職員の配備計画（年度当初作成）に基づき職員の非常召集をはじめ迅速に応急対策活動を開始する。</p> <p>なお、配備の基準となる震度は、<u>白井市の震度計又は気象庁の地震速報に基づく近隣市町村の震度</u>とする。</p> <p>1. 市災害対策本部設置前の体制＜注意配備、警戒配備体制＞</p> <p>市内の震度が4～5（弱）の場合、震度等に応じて注意配備又は警戒配備体制をとり、必要に応じて防災対策検討会議を開催又は災害警戒本部を設置し、情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。</p> <p>なお、市職員は常に地震情報等に注意し、災害が発生したときに直ちに対応できるよう準備を徹底する。</p> <p>(1) 注意配備 市長又は総務部長は、以下の基準に基づき注意配備又は警戒配備を発令する。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 市災害対策本部設置前の体制	(略)	2. 市災害対策本部の設置	(略)	3. 市職員の動員・配備	(略)				
対策項目	担当部署および関係部・機関																						
1. 市災害対策本部設置前の体制	(略)																						
2. 市災害対策本部の設置	(略)																						
3. 市職員の動員・配備	(略)																						
対策項目	担当部署および関係部・機関																						
1. 市災害対策本部設置前の体制	(略)																						
2. 市災害対策本部の設置	(略)																						
3. 市職員の動員・配備	(略)																						

ページ	修正理由	修正案	現行								
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">注意配備</td> <td>○ 市域に震度4 <u>又は長周期地震動階級3以上</u>の地震が発生したとき 防災対策検討会議構成課の各課長が指定する職員 (ただし、危機管理課は自動配備とする)</td> </tr> <tr> <td>警戒配備</td> <td>○ 市域に震度5(弱)の地震が発生したとき【自動配備】</td> </tr> </table>	注意配備	○ 市域に震度4 <u>又は長周期地震動階級3以上</u> の地震が発生したとき 防災対策検討会議構成課の各課長が指定する職員 (ただし、危機管理課は自動配備とする)	警戒配備	○ 市域に震度5(弱)の地震が発生したとき【自動配備】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">注意配備</td> <td>○ 市域に震度4の地震が発生したとき 防災対策検討会議構成課の各課長が指定する職員 (ただし、危機管理課は自動配備とする)</td> </tr> <tr> <td>警戒配備</td> <td>○ 市域に震度5(弱)の地震が発生したとき【自動配備】</td> </tr> </table>	注意配備	○ 市域に震度4の地震が発生したとき 防災対策検討会議構成課の各課長が指定する職員 (ただし、危機管理課は自動配備とする)	警戒配備	○ 市域に震度5(弱)の地震が発生したとき【自動配備】
注意配備	○ 市域に震度4 <u>又は長周期地震動階級3以上</u> の地震が発生したとき 防災対策検討会議構成課の各課長が指定する職員 (ただし、危機管理課は自動配備とする)										
警戒配備	○ 市域に震度5(弱)の地震が発生したとき【自動配備】										
注意配備	○ 市域に震度4の地震が発生したとき 防災対策検討会議構成課の各課長が指定する職員 (ただし、危機管理課は自動配備とする)										
警戒配備	○ 市域に震度5(弱)の地震が発生したとき【自動配備】										
震-3-14	千葉県 ^の 配備体制の変更に伴う修正	<p style="text-align: center;">3. 地震に関する情報</p> <p>市及び関係機関は、地震が発生した場合に気象庁が発表する以下の地震情報を確認し、震度に応じた配備体制をとる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 長周期地震動に関する観測情報</p> <p><u>階級</u>3以上の場合、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から<u>10分程度</u>で気象庁ホームページ上に掲載)する。</p>	<p style="text-align: center;">3. 地震に関する情報</p> <p>市及び関係機関は、地震が発生した場合に気象庁が発表する以下の地震情報を確認し、震度に応じた配備体制をとる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 長周期地震動に関する観測情報</p> <p><u>震度</u>3以上の場合、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から<u>約20～30分後に</u>気象庁ホームページ上に掲載)する。</p>								